



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年2月14日金曜日 第1431号

◇ 目 次 ◇ 告 示

特約業者の指定.....	125
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	125
土地改良区役員の就退任の届出.....	126
土地改良区の定款変更の認可.....	126
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	126
町営土地改良事業の施行の同意（4件）.....	126
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	127
市営土地改良事業の計画の変更等の同意.....	127
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止.....	127
道路の区域変更（県道寺尾重信線）.....	127
道路の供用開始（"）.....	128
道路の区域変更（県道落合久万線）.....	128
道路の供用開始（"）.....	128
道路の区域変更（一般国道317号）.....	128
道路の供用開始（"）.....	128
道路の供用開始（県道東予玉川線）.....	129
道路の供用開始（県道東予玉川線）.....	129
道路の区域変更（県道中山伊予線）.....	129
道路の供用開始（"）.....	129
道路の区域変更（県道伊予松山港線）.....	130
道路の供用開始（"）.....	130
道路の区域変更（県道大洲保内線）.....	130
道路の供用開始（"）.....	130
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	131
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	131
道路の供用開始（"）.....	131
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	131
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	131
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	132
道路の供用開始（"）.....	132

道路の区域変更（県道嵐田之浜岩松線外）.....	132
道路の供用開始（"）.....	132
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	133
道路の位置の指定.....	133

公 告

愛媛県漁業取締船用燃料の購入.....	133
歯科技工士試験の実施.....	134
清掃業務の委託（2件）.....	134

公営企業公告

感染性廃棄物処理業務の委託.....	136
清掃業務の委託.....	137
重油の購入.....	138

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第284号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第1項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定をした。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定年月日
株式会社サンエネルギ 門屋正道	松山市志津川町72-1	平成15年 2月1日

○愛媛県告示第285号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
家具のニシオカ谷町店	松山市谷町甲148番地1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午後7時30分	午後8時	平成15年 1月31日	平成15年 1月30日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から午後7時45分まで	午前9時45分から午後8時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有

する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第286号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東予市楠河土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 弘	東予市楠甲453番地の2
"	森 川 實	東予市楠甲1699番地の2
"	松 木 明 吉	東予市河原津乙3番地の31
"	青 野 伊佐美	東予市楠甲453番地の8
"	渡 辺 孝 雄	東予市楠甲1485番地の2
"	伊 東 輝 明	東予市河原津甲616番地の1
"	日 浅 清	東予市楠甲877番地の1
"	青 野 秀太郎	東予市河原津甲934番地
"	渡 辺 元	東予市河原津甲220番地
"	村 上 實太郎	東予市楠甲732番地
"	越 智 晴 也	東予市楠乙454番地の257
"	阿 部 勝 房	東予市河原津甲504番地の1
"	渡 辺 時 尾	東予市河原津甲280番地の1
"	武 田 明 美	東予市楠甲1331番地
"	藤 本 薫	東予市河原津甲1126番地の2
監 事	武 田 石太郎	東予市楠甲119番地の1
"	江 原 二 郎	東予市河原津甲238番地の29

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 辺 時 尾	東予市河原津甲280番地の1
"	日 浅 清	東予市楠甲877番地の1
"	武 田 明 美	東予市楠甲1331番地
"	藤 本 薫	東予市河原津甲1126番地の2
"	伊 東 輝 明	東予市河原津甲616番地の1
"	江 原 政 夫	東予市河原津甲219番地の1
"	渡 辺 元	東予市河原津甲220番地
"	村 上 弘	東予市楠甲453番地の2
"	柴 田 史 郎	東予市楠甲253番地の2
"	村 上 貞 雄	東予市楠甲293番地の2
"	村 上 實太郎	東予市楠甲732番地
"	阿 部 勝 房	東予市河原津甲504番地の1
"	渡 辺 巍	東予市楠甲1720番地
"	森 川 實	東予市楠甲1699番地の2

"	青 野 清 忠	東予市楠甲2092番地の6
監 事	越 智 晴 也	東予市楠乙454番地の257
"	松 木 明 吉	東予市河原津乙3番地の31

○愛媛県告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、吉田町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第288号

船木泉川（池田池）土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・長野上井手地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・長野上井手地区）計画書の写し
- (2) 船木泉川（池田池）土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年2月17日から3月14日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所

○愛媛県告示第289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、波方町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・本谷地区）の施行に平成15年2月3日同意した。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・立山下無量地区）の施行に平成15年2月3日同意した。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 291 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・オツケゼ地区）の施行に平成15年2月3日同意した。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 292 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、津島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・保木前地区）の施行に平成15年2月3日同意した。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 293 号

小松町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・南川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・南川地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成15年2月17日から3月14日まで
- 3 縦覧場所
小松町役場

○愛媛県告示第 294 号

津島町から協議のあった町営土地改良事業（ため池等整備

○愛媛県告示第 297 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	寺尾重信線	周桑郡丹原町大字来見甲791番18から 同町大字関屋乙148番35まで	旧	メートル 7.8~10.4	キロメートル 0.063	
			新	10.6~28.0	0.063	

事業・豊田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（ため池等整備事業・豊田地区）計画書の写し
 - (2) 津島町建設事業等分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成15年2月17日から3月14日まで
- 3 縦覧場所
津島町役場

○愛媛県告示第 295 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった土地改良事業（ため池等整備事業・寺前地区）の計画の変更に平成15年2月3日同意した。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 296 号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第 3 条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
支流 脇ノ川	右岸 西宇和郡瀬戸町田部字ヲチカクラ1022番地先から同町田部字タニノラク1360番2地先まで
	左岸 西宇和郡瀬戸町田部字ヲチカクラ1017番地先から同町田部字ワキノカワ833番2地先まで

○愛媛県告示第 298 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	寺尾重信線	周桑郡丹原町大字来見甲1044番11から 同町大字関屋乙148番35まで	平成15年 2月14日

○愛媛県告示第 299 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	落合久万線	周桑郡丹原町大字鞍瀬辛422番 1 地先から 同大字甲424番 7 地先まで	旧	メートル 4.6~12.0	キロメートル 0.251	
			新	7.8~20.2	0.251	

○愛媛県告示第 300 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	落合久万線	周桑郡丹原町大字鞍瀬辛422番 1 地先から 同大字甲424番 7 地先まで	平成15年 2月14日

○愛媛県告示第 301 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	越智郡玉川町大字龍岡上字龍円寺川端甲159番 2 地先 から 同大字字竹ノハナ甲 5 番 1 地先まで	旧	メートル 7.2~23.4	キロメートル 0.680	
			新	8.2~23.6	0.680	

○愛媛県告示第 302 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	317号	越智郡玉川町大字龍岡上字五反地道上甲60番1地先から 同大字字竹ノハナ甲5番1地先まで	平成15年2月14日

○愛媛県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	東予玉川線	越智郡玉川町大字鈍川字牛追川サコ庚852番3から 同字庚852番9まで	平成15年2月25日

○愛媛県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	東予玉川線	越智郡玉川町大字鈍川字トラガイチ甲315番3から 同大字字トウカイチ甲192番2地先まで	平成15年2月25日

○愛媛県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県道	中山伊予線	伊予市平岡字ハノラ谷280番7から 同字288番2まで	旧	メートル 7.3～14.6	キロメートル 0.182	
			新	10.2～19.6	0.181	
"	"	伊予市平岡字ハノラ谷288番2から 同字324番1地先まで	旧	6.1～12.1	0.107	
			新	6.1～12.1 10.2～22.2	0.107 0.073	
"	"	伊予市平岡字ハノラ谷324番1地先から 同字342番3まで	旧	5.7～17.4	0.201	
			新	11.0～18.8	0.200	

○愛媛県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山伊予線	伊予市平岡字八ノラ谷324番1地先から 同字325番3地先まで	平成15年2月14日

○愛媛県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字北川原字原端968番4地先から 同字975番7地先まで	旧	メートル 8.2~41.5	キロメートル 0.157	
			新	9.6~41.5	0.157	

○愛媛県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字北川原字原端968番4地先から 同字975番7地先まで	平成15年2月24日

○愛媛県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲保内線	八幡浜市日土町字ヲノハナ6番耕地2155番から 同字6番耕地2135番2まで	旧	メートル 5.4~31.0	キロメートル 0.171	
			新	10.0~31.5	0.171	

○愛媛県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲保内線	八幡浜市日土町字ヲノハナ6番耕地2155番から 同字6番耕地2135番2まで	平成15年2月14日

○愛媛県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字重松乙501番2から 同大字乙501番1まで	旧	メートル 4 2～10.1	キロメートル 0.117	
			新	4 2～10.1 7 3～53.3	0.103 0.076	
"	"	喜多郡五十崎町大字重松乙501番1	旧	9.7～15.5	0.071	
			新	15.2～46.9	0.068	

○愛媛県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町二見字鳥津乙803番1から 同字乙803番9地先まで	旧	メートル 6 5～37.0	キロメートル 0.060	
			新	10.0～66.0	0.060	

○愛媛県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町二見字鳥津乙803番1から 同字乙803番9地先まで	平成15年2月14日

○愛媛県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦字平畑195番から 同字38番1地先まで	平成15年2月14日

○愛媛県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越字後山194番 2 から 同町伊方越字浜通363番 2 まで	平成15年 2月14日

○愛媛県告示第 316 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越字城の首786番 4 から 同字675番 1 地先まで	旧	メートル 5.5～10.5	キロメートル 0.155	
			新	6.5～26.0	0.155	

○愛媛県告示第 317 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越字城の首786番 4 から 同字675番 1 地先まで	平成15年 2月14日

○愛媛県告示第 318 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	嵐田之浜岩松線	北宇和郡津島町嵐字慶ヶ浦乙270番 3 から 同字乙275番 7 まで	旧	メートル 4.4～20.7	キロメートル 0.134	
			新	8.0～29.9	0.134	
"	舟間伊予吉田停車場線	北宇和郡吉田町大字南君字牛川3112番86から 同字3112番87まで	旧	7.6～14.7	0.152	
			新	7.9～14.7	0.152	
"	後柿之浦線	北宇和郡津島町大浦字大浦 6 番 4 から 同字21番14まで	旧	6.3～15.1	0.093	
			新	6.4～25.0	0.093	

○愛媛県告示第 319 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	嵐田之浜岩松線	北宇和郡津島町嵐字慶ヶ浦乙270番3から 同字乙275番7まで	平成15年2月14日
"	舟間伊予吉田停車場線	北宇和郡吉田町大字南君字牛川3112番86から 同字3112番87まで	"
"	後柿之浦線	北宇和郡津島町大浦字大浦6番4から 同字21番14まで	"

○愛媛県告示第320号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画道路事業3・3・7大坪通土橋線（今治市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成6年2月18日から

平成17年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第321号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

南宇和郡御荘町平城4238番1及び4239番1

2 申請人の住所氏名

高知県宿毛市宿毛911番地1

株式会社シティー開発

代表取締役 岸本 良秋

3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県漁業取締船用燃料の購入

(2) 購入物品名及び予定数量

軽油（免税・J I S K 2204 2号）

約 660,000リットル

(3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

(4) 納入期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(5) 納入場所

今治港、松山港及び宇和島港の知事が指定する棧橋

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること

。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油・燃料類」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部総務管理課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期限

平成15年3月27日（木）午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成15年3月27日(木)午後2時
愛媛県総務部総務管理課会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Light

Oil(tax exempted ,JIS K2204 No.2),approximately 660,000ℓ

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m.,27 March 2003

(3) For further information please contact: Supplies Procurement

Section, General Administration Division, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan

TEL 089-912-2156

○公告

歯科技工士試験の実施について

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条の規定により、平成15年歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成15年2月14日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の場所

(1) 学説試験

松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第一別館11階大会議室

(2) 実地試験

伊予郡砥部町高尾田543番地
愛媛県立歯科技術専門学校

2 試験の日時

(1) 学説試験

平成15年3月11日(火)午前9時

(2) 実地試験

平成15年3月12日(水)午前8時30分

3 受験願書の提出期間

平成15年2月17日(月)から24日(月)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県保健福祉部保健福祉課

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年2月14日

愛媛県総合科学博物館長

菊池健

1 入札に付する事項

(1) 件名

清掃業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県総合科学博物館清掃業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県総合科学博物館

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務

について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にな

い者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の

交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総合科学博物館総務課総務係
〒792 0060
愛媛県新居浜市大生院2133番地の2
電話 (0897) 40 4100

- (2) 入札書の受領期限
平成15年3月28日(金)午前10時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成15年3月28日(金)午前10時
愛媛県総合科学博物館第1研修室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県総合科学博物館長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると愛媛県総合科学博物館長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Cleaning services for Ehime Prefectural Science Museum, 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 28 March 2003
- (3) For further information, please contact: General Affairs Section, General Affairs Division, Ehime Prefectural Science Museum, 2133 2 Ojoin, Niihama, Ehime 792 0060 Japan
TEL 0897 40 4100

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年2月14日

愛媛県歴史文化博物館長

大石 慎三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
清掃業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県歴史文化博物館清掃業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県歴史文化博物館
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県歴史文化博物館総務課総務係

〒797 8511

愛媛県東宇和郡宇和町卯之町四丁目11番地2

電話 (0894) 62 6222

- (2) 入札書の受領期限
平成15年3月28日(金)午前10時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成15年3月28日(金)午前10時
愛媛県歴史文化博物館ミーティングルーム

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県歴史文化博物館長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると愛媛県歴史文化博物館長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Cleaning services for Museum of Ehime History and Culture , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m. , 28 March 2003
- (3) For further information ,please contact: General Affairs Section ,General Affairs Division ,Museum of Ehime History and Culture 4 11 2 Unomachi μwacho , Higashiwagun ,Ehime 797 8511 Japan
TEL 0894 62 6222

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年2月14日

愛媛県立中央病院長

藤井 靖久

1 入札に付する事項

- (1) 件名
感染性廃棄物処理業務の委託
- (2) 委託業務名及び予定数量
愛媛県立中央病院感染性廃棄物処理業務
約 3,400,000リットル
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること

。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき特別管理産業廃棄物の収集及び運搬並びに処分の許可を受けていること。ただし、特別管理産業廃棄物の処分の許可を受けている他の業者が作成した特別管理産業廃棄物の処分引受書で入札説明書で規定する要件に該当するものを提出している者にあつては、特別管理産業廃棄物の収集及び運搬の許可を受けていれば足りる。
- (3) 委託業務と同程度の感染性廃棄物処理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話（089）947 1111 内線2228
 - (2) 入札書の受領期限
平成15年3月28日（金）午後1時30分
 - (3) 入札説明書の交付等
ア 交付期間
平成15年2月14日（金）から3月27日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）
イ 交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
平成15年3月28日（金）午後1時30分
愛媛県立中央病院東洋医学研究所1階会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管

理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital, approximately 3,400,000 ℓ

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 28 March 2003

(3) For further information, please contact: Accounting Section, General Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790 0024 Japan TEL 089 947 1111 Ext 2228

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年2月14日

愛媛県立中央病院長

藤 井 靖 久

1 入札に付する事項

(1) 件名

清掃業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県立中央病院清掃業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県立中央病院及び愛媛県立中央病院東洋医学研究所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係

〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089) 947 1111 内線2228

(2) 入札書の受領期限

平成15年3月28日(金)午後3時

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成15年2月14日(金)から3月27日(木)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成15年3月28日(金)午後3時

愛媛県立中央病院東洋医学研究所1階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添

付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Cleaning Services for Ehime Prefectural Central Hospital ,1 set
- (2) Time limit of tender: 3:00 p.m. , 28 March , 2003
- (3) For further information ,please contact: Accounting Section , General Affairs Division ,Secretariat ,Ehime Prefectural Central Hospital ,83 Kasugamachi ,Matsuyama ,Ehime 790 0024 Japan TEL 089 947 1111 Ext 2228

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年2月14日

愛媛県立中央病院長
藤 井 靖 久

1 入札に付する事項

- (1) 件名
重油の購入
- (2) 購入物品名及び予定数量
重油 (J I S K 2205 1種2号)
第1回目：約 700 ,000リットル
第2回目：約 800 ,000リットル
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書による。
- (4) 納入期間
第1回目：平成15年4月1日から9月30日まで
第2回目：平成15年10月1日から平成16年3月31日まで
- (5) 納入場所
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法
入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金

額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油・燃料類」について第1回目の入札にあつては平成14年度及び平成15年度の、第2回目の入札にあつては平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話（089）947 1111 内線 2228

(2) 入札書の受領期限

第1回目：平成15年3月28日（金）午後4時
第2回目：平成15年9月26日（金）午後1時30分

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

第1回目：平成15年2月14日（金）から3月27日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）
第2回目：平成15年8月12日（火）から9月25日（木）までの執務時間中

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

第1回目：平成15年3月28日（金）午後4時
愛媛県立中央病院東洋医学研究所1階会議室
第2回目：平成15年9月26日（金）午後1時30分
愛媛県立中央病院東洋医学研究所1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条

から第 137 条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Heavy Oil
(JIS K2205 class 1 No.2)

1 st contract: approximately 700 ,000 ℓ

2 nd contract: approximately 800 ,000 ℓ

(2) Time limit of tender:

1 st contract: 4:00 p . m . , 28 March 2003

2 nd contract: 1:30 p . m . , 26 September 2003

(3) For further information ,please contact: Accounting Section ,
General Affairs Division ,Secretariat ,Ehime Prefectural Central
Hospital ,83 Kasugamachi ,Matsuyama ,Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 2228

